

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)						
第1条～第6条 略							第1条～第6条 略						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	略						町長	略					
	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人 以内	2年		幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人 以内	2年
	幕別町人・農地プラン検討	集落及び地域が抱える人と農地の	会長 副会長 委員	農業関係機関・団体等の役職員又は会員	10人 以内	2年							

現 行 条 例						改 正 条 例							
	会	問題解決のために作成する人・農地プランの内容についての審議に関すること。		町長が必要と認める者									
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関すること。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで		幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関すること。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで
	略						略						
略						略							